

前回のヒアリングの概要について

【日本行政書士会連合会】

- 住民票の写しの交付請求について、以下のとおり意見を述べる。
- 請求事由を明らかにさせる場合の程度について
職務上必要とする場合であること及び依頼者名を明らかにするとともに、①自己の権利等の行使のために必要があること、若しくは国、地方公共団体等に提出する必要があることを明らかにした場合、または、②市町村長が相当の理由があると認めた場合に該当すると判断できる材料まで明らかにさせる必要がある。
(日本行政書士会連合会では、平成17年7月より、使用目的、提出先に加え、依頼者名を記載する欄を設けるという職務上請求書の様式変更を行い、その使用方法や管理等について厳格化する指導を行っているところ。)
- 本人確認等について
 - ① 行政書士による職務上請求の場合
徽章の着用確認とともに、行政書士証票または会員証を提示（規則において義務化しているところ。)
 - ② 郵送請求の場合
行政書士証票、または会員証の写しを同封させるとともに、交付を受けた住民票の写し等の送付先が行政書士事務所となっているか確認（規則において、送付先を事務所とすることにつき義務化しているところ。)
 - ③ 使者による請求の場合
補助者証の着用確認とともに、補助者証を提示（規則において義務化しているところ。)
- 交付請求書の開示について
依頼者名を記載し、それが無条件で第三者に開示されると、依頼者との信頼関係が損なわれること、資格者には個別の業法によって守秘義務が課せられていることから、住民基本台帳法上に交付請求書の全部を開示しなければならない等の特別の規定を設けることについて、支持できない。

【大阪府】

- 全国各地で住民票の写し等の不正請求事件が相次いで発覚しているところ。この問題点として、①住基法の50条違反が行われていること、②不正に個人情報を取得された住民のプライバシー侵害があることが挙げられる。
- 上記問題の対応として、大阪府下では、住民票の写し等を交付する際の審査の厳格化、不正を行った行政書士等に対する処分の厳格化を行っているところ。
- 個人情報保護に配慮した制度となるよう、以下の点につき住民基本台帳法の改正を要望する。
 - ① 住民基本台帳の公開原則の見直し（住民票の写し等を交付請求できる者の範囲や交付請求事由を、真に必要と考えられる範囲に限定）
 - ② 不正請求防止のために、行政書士等の資格者に対しても交付請求事由を明らかにさせること
 - ③ 刑事罰を設けるなどの罰則の強化
 - ④ 交付請求者氏名等の情報を被交付請求者に開示できる制度を設けること

【日本弁護士連合会】

- 弁護士及び認定司法書士については、職務上必要とする場合には、住民票等の写しの交付請求ができ、交付請求に際しては、使用目的及び提出先を明らかにすることとすべきで、依頼者の氏名あるいは請求理由の詳細まで明らかにさせるべきではない。

(理由)

- ① 訴訟手続による紛争解決を目的とする弁護士及び認定司法書士による職務上請求は、他人間の紛争解決を任務としていない他の士業とは区別されるべき。
 - ② 弁護士の職務の性質上、依頼者に関する極めてセンシティブな情報に接する機会が多いため、依頼者名や紛争の内容につき市町村職員に説明することとすると、弁護士の守秘義務に反することとなることや、依頼者が適正な司法の解決を求めるに当たっての妨げになることが考えられる。
- 日本弁護士連合会では、不正請求防止のため、留意点を明示した規則等を新たに制定した。
 - 戸籍の附票についても職務上請求に支障を生ずる制度とすべきでない。
 - 公証制度である戸籍制度や住民基本台帳制度等については、個人情報保護の観点、あるいは不正請求の頻発があったことから、制限がなされようとしていること自体は理解できるが、必要以上に制限されることによってもたらされる司法手続全体に及ぼすデメリットにも注目すべき。
 - 住民票の写し等に対する意見の考え方は、戸籍法の見直しに対する意見と同じである。